

平塚市の指定管理者制度導入に関する基本方針

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度にかわり、新たに指定管理者制度が導入された。

このことに伴い、市民サービスの一層の向上及び効率的、効果的な施設の管理運営を図るため、本市の公の施設への指定管理者制度の導入について基本指針を定める。

1 既存施設

(1) 改正前の規定による管理委託を行っている施設

指定管理者制度導入に向けて、課題を整理し、条例改正、指定管理者の選定等の手続きを進め、平成18年4月1日から指定管理者による管理に移行する。

(2) 直営管理を行っている施設

施設の管理運営状況等の点検を行い、民間企業の経営ノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効率的、効果的な管理運営が期待できる施設については、指定管理者制度への移行を推進する。

2 新規開設施設

民間企業の経営ノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効率的、効果的な管理運営が期待できる施設については、指定管理者制度による管理運営を進めるものとする。

なお、設置条例の制定に当たっては、指定管理者の募集、選定、議会の議決等指定管理者の指定に関する手続きに要する期間を考慮のうえ検討するものとする。

3 既存の直営施設への指定管理者制度導入の検討

(1) 各施設の管理運営内容について点検見直しを行い、指定管理者制度の導入、直営の継続、業務委託の推進等の方針を明らかにする。

また、直営や業務委託により管理運営するものについても、今後の指定管理者の成熟度等を勘案しながら、方針の見直しを行うものとする。

(2) 施設の管理運営方針検討の視点

- ・ 市民サービスの向上が図れるか（民間事業者等の管理運営により利用ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの向上が期待できるかなど）
- ・ 効率的、効果的な施設運営が図れるか（民間事業者等の管理運営により、経費節減等が期待できるかなど）
- ・ 施設が十分に利用されているか
- ・ 使用料、利用者数、市負担額が適正であるか
- ・ 指定管理者として指定可能な団体が存在するか

(3) 課題への対応

- ・ 指定管理者制度の導入については、定員適正化計画の推進や既に施設に配置されている職員の処遇、外郭団体の活用等について、十分な検討を踏まえ進めるものとする。
- ・ 施設の管理運営に適格な指定管理者が存在するか否かについては、十分な調査研究を行うものとする。

4 その他

(1) 指定管理者の選定

- ・ 指定管理者の選定に当たっては、公募による選定を原則とする。

但し、施設運営の専門性や地域性その他特別な理由があると認められる場合には、公募によらず選定することができるものとする。

(2) 選定委員会の設置

- ・ 指定管理者の選定にあたっては選定委員会を設置して候補者の選定を行う。

(3) 指定期間

- ・ 3年から5年を原則として、施設の設置目的や管理運営内容等に応じた適切な期間を検討し定めるものとする。